

第5章 介護保険以外のサービス

1 在宅支援

千葉市あんしんケアセンター（地域包括支援センター）

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護予防サービスのケアプラン作成をはじめ、高齢者の介護や福祉などに関するさまざまな相談に応じるほか、権利擁護などの業務を行います。

- 主な業務
 - ・総合相談支援
 - ・介護予防ケアプランの作成
（対象者：要支援1・2の方、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる方）
 - ・権利擁護（高齢者虐待の対応、成年後見制度の利用支援）
 - ・地域のケアマネジャーの支援や、さまざまな機関とのネットワーク構築
- 業務時間 月曜日から土曜日まで（祝日及び年末年始を除く）
9：00 から 17：00 まで（緊急の場合は、時間外でも電話に応じます）
- 料金 無料
- 備考 お住まいの地域により、担当するセンターが決まっています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。各センターまたは地域包括ケア推進課までお問い合わせください。
- ホームページ [千葉市 あんしんケアセンター](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

各センターへ直接お問い合わせください 41 ページ～43 ページ参照	地域包括ケア推進課	245-5168
---------------------------------------	-----------	----------

	名 称	住 所	連 絡 先	担 当 地 域
中 央 区	弁天	中央区弁天 1-3-6 デイキャッチ千葉駅前ビル 3 階	216-2131	院内、春日、要町、汐見丘町、新千葉、椿森、道場北町、道場北、登戸、東千葉、弁天、松波、祐光
	中央	中央区新田町 6-6 荒井ビル 3 階 A 室	216-2121	旭町、亀井町、亀岡町、栄町、新宿、新田町、新町、神明町、千葉港、中央、中央港、鶴沢町、出洲港、道場南、問屋町、東本町、富士見、本千葉町、本町、都町
	千葉寺	中央区千葉寺町 207-23 富岡ビル 1 階	263-3066	青葉町、市場町、稲荷町、亥鼻、葛城、寒川町、末広、千葉寺町、長洲、港町、矢作町
	松ヶ丘	中央区星久喜町 1162-71	420-8325	赤井町、今井町、今井、鵜の森町、大森町、川崎町、白旗、蘇我町、蘇我、大蔵寺町、川戸町、仁戸名町、花輪町、星久喜町、松ヶ丘町、南町、宮崎、宮崎町、若草
	松ヶ丘 白旗出張所	中央区白旗 2-18-12	308-9811	
	浜野	中央区浜野町 891	305-0102	生実町、塩田町、新浜町、浜野町、南生実町、村田町

	名 称	住 所	連 絡 先	担 当 地 域
花見川区	こてはし台	花見川区こてはし台 5-1-16	258-8750	内山町、宇那谷町、柏井町、柏井4丁目、こてはし台、大日町、み春野、横戸台、横戸町
	花見川	花見川区花見川 3-19-105	250-1701	天戸町、柏井1丁目、作新台、長作町、長作台、花島町、花見川
	さつきが丘	花見川区さつきが丘 2-1-1 ビューアイランドさつきが丘 106号	307-3225	横橋町、さつきが丘、三角町、千種町、宮野木台2～4丁目
	にれの木台	花見川区朝日ヶ丘 2-1-7-2	205-4851	朝日ヶ丘1～3丁目・5丁目、西小中台、畑町、宮野木台1丁目
	花園	花見川区花園 2-8-24	216-2610	朝日ヶ丘町、朝日ヶ丘4丁目、検見川町、浪花町、花園町、花園、南花園、瑞穂
	幕張	花見川区幕張町 5-460-1	212-7300	武石町、幕張町、幕張本郷
稲毛区	山王	稲毛区山王町 162-1	304-7740	柏台、小中台町、小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町、宮野木町
	山王 宮野木出張所	稲毛区宮野木町 1730-66	307-9010	
	園生	稲毛区園生町 470-1-101	306-6881	あやめ台、園生町
	天台	稲毛区天台 4-1-16	284-6811	作草部町、作草部、千草台、天台町、天台、萩台町
	小仲台	稲毛区小仲台 2-10-8 I Kビル小仲台 2階	307-5780	穴川町、穴川、小仲台、轟町、弥生町
	稲毛	稲毛区稲毛東 3-6-28	216-2831	稲丘町、稲毛、稲毛台町、稲毛町、稲毛東、黒砂、黒砂台、緑町
若葉区	みつわ台	若葉区みつわ台 3-16-4-105	290-0120	愛生町、高品町、殿台町、原町、東寺山町、みつわ台、源町
	都賀	若葉区都賀 2-10-1 第3都賀プラザビル 2階	312-5110	都賀、都賀の台、西都賀、若松町、若松台
	桜木	若葉区貝塚 2-21-19	214-1841	貝塚町、貝塚、加曽利町、桜木、桜木北
	千城台	若葉区千城台北 3-21-1 イコアス千城台 2階	236-7400	大井戸町、大草町、太田町、小倉町、小倉台、御成台、小間子町、金親町、上泉町、御殿町、坂月町、更科町、下泉町、下田町、旦谷町、千城台北、千城台西、千城台東、千城台南、富田町、谷当町
	大宮台	若葉区大宮台 2-1-2-102	208-1212	五十土町、和泉町、大広町、大宮町、大宮台、川井町、北大宮台、北谷津町、古泉町、佐和町、高根町、多部田町、中田町、中野町、野呂町
緑区	鎌取	緑区おゆみ野 3-16-1 ゆみ～る鎌取ショッピング センター5階	293-6911	大金沢町、落井町、おゆみ野、おゆみ野有吉、おゆみ野中央、おゆみ野南、鎌取町、刈田子町、小金沢町、椎名崎町、富岡町、中西町、東山科町、平山町、古市場町、辺田町、茂呂町
	誉田	緑区高田町 1084-88	300-4855	大膳野町、高田町、平川町、誉田町
	土気	緑区あすみが丘 1-20-1 バースモールC棟 1階	295-0110	あすみが丘、あすみが丘東、板倉町、大木戸町、大椎町、大高町、大野台、越智町、小山町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、土気町、小食土町
	土気 あすみが丘 出張所	緑区あすみが丘 6-34-4 102号	205-5000	

	名 称	住 所	連 絡 先	担 当 地 域
美 浜 区	真砂	美浜区真砂 4-1-10 ショッピングセンターピア3階	278-0111	中瀬1丁目、ひび野1丁目、真砂、若葉
	磯辺	美浜区磯辺 2-6-6 磯辺ウエルズ 21 B号室	445-8440	磯辺、打瀬、高浜 5~6丁目、豊砂、中瀬 2 丁目、浜田、ひび野 2 丁目、幕張西、美浜
	磯辺 浜田出張所	美浜区浜田 2-38 幕張ビル 403 号室	441-7410	
	高洲	美浜区高洲 3-23-2 稲毛海岸ビル 701 号室	278-2545	稲毛海岸、高洲、高浜 1~4 丁目・7 丁目
	幸町	美浜区幸町 2-23-1 マルエツ千葉幸町店 2 階	301-5528	幸町、新港

福祉まるごとサポートセンター

分野・対象者の年齢・相談内容を問わず、福祉に関する様々な困りごとをまるごと受け止め、必要に応じて専門機関と連携しながら、困りごとの解決に向けたサポートを行う機関です。相談内容に応じて、必要な助言や情報提供をしたり、困りごとの解決につながる公的サービスなどがある場合は、その窓口へおつなぎしたりするほか、専門機関が協力して支援する必要があるときは、専門機関のコーディネート（調整）を行います。

- 所在地 千葉ポートサイドタワー11 階（中央区問屋町 1-35）
- 業務時間 月曜日から土曜日まで （祝日及び年末年始を除く）
8：30 から 17：30 まで
- 相談方法 電話、FAX やメール、来所で相談をお受けします。
※来所の際は事前に予約いただくとスムーズです。

《お問い合わせ先》	
福祉まるごとサポートセンター	電話 : 306-7125 または 306-7130 FAX : 306-7320 メール : fukumaru-sc@city.chiba.lg.jp

安心電話

在宅のひとり暮らし高齢者に対し、電話による安否の確認を行います。

- 対象者 市内在住の 65 歳以上のひとり暮らしの方（就労者を除く）
- 費用 無料
- 申請に必要な書類 申請書
- ホームページ 申請書がダウンロードできます。 [千葉市](#) [安心電話](#) [検索](#)

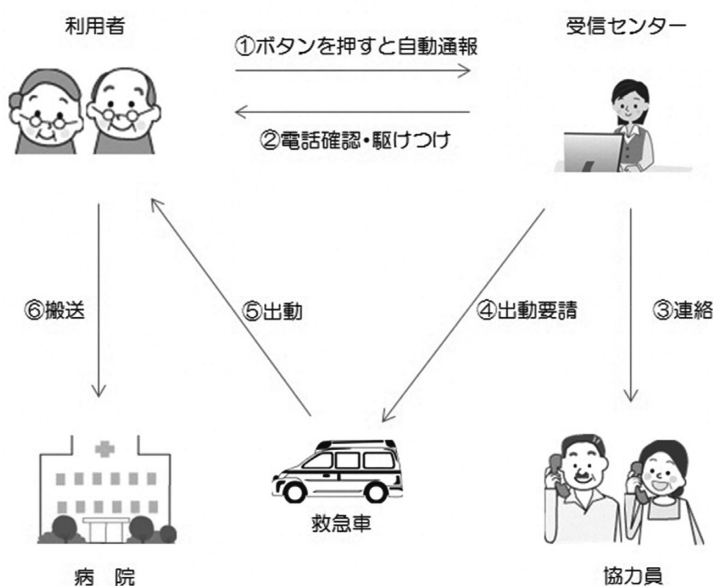
《お問い合わせ先》			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

緊急通報システム

高齢者の方が急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるように、電話回線を利用する緊急通報装置（機器本体・ペンダント型発信器・安否確認センサー・火災センサー）を自宅に設置します。

緊急ボタンを押した場合やセンサーが異常を感知した場合、ガードマンが自宅に駆け付けるほか、必要に応じて警察・消防に通報します。緊急時にいち早く対応するための、自宅の鍵（1本）を預かります。

- 対象となる方 以下の①・②について全て該当する方
 - ①市内に住所を有する在宅のおおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方
※同居人が重度の要介護者である場合等は対象となります。
 - ②協力員を少なくとも 1 名登録できる方
※協力員の役割…利用者が緊急通報した場合や安否確認センサー、火災センサーで異常を感知した場合に、受信センターより状況報告の電話連絡が入ります。（利用者宅へ駆けつけを行う必要はありません。）
- 利用料金 毎月の緊急通報システム利用料金や機器設置に伴う料金は無料です。
機器の稼働に必要な電気料（約 80 円 / 月）や電話料金は利用者負担となります。
- 高齢者福祉電話 電話回線を有しない生活保護受給者及び市民税所得割非課税世帯においては、必要に応じて高齢者福祉電話を貸与します。



- 申請に必要な書類
 - ・利用申請書 ・協力員、親族連絡先登録同意書
 - ・誓約書 ・電話回線承諾書兼確認票
 - ・高齢者福祉電話貸与契約書 2 部（高齢者福祉電話利用希望者のみ）

- ホームページ 事業の詳細や申請書様式を掲載しています。 千葉市 緊急通報システム 検索

《お問い合わせ先》			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

寝具乾燥サービス

在宅でねたきりのひとり暮らし高齢者のいる世帯等で寝具乾燥が困難な場合に、乾燥車が訪問し、無料で月1回の乾燥、年1回の丸洗いをします。

- 対象者 寝具乾燥などが困難なおおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、および老衰、心身の障害、疾病等の理由により臥床している 60 歳以上の高齢者で、同居者の介護を十分受けられない状態にある方
- 費用 無料
- 申請に必要な書類 申請書
- ホームページ 申請書がダウンロードできます。 [千葉県 寝具乾燥](#) [検索](#)

5

介護保険以外のサービス／1

在宅支援／寝具乾燥サービス、訪問理美容サービス

《お問い合わせ先》

中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

訪問理美容サービス

在宅の重度の要介護者で、理髪店や美容院の利用が困難な高齢者宅に、理容師や美容師を派遣し、高齢者の衛生的な生活の保持を図ります。

- 対象者 在宅の要介護 3、4、5 の認定を受けた 65 歳以上の方で、理髪店や美容院の利用が困難な方
- 費用 理容サービス：カット 2,500 円、顔そり 2,000 円
美容サービス：カット（ブロー付）3,500 円、シャンプー1,000 円ほか
出張費：無料（市が負担します）
- 申請に必要な書類 ・申請書
・介護保険被保険者証（写し）
- ホームページ 申請書がダウンロードできます。 [千葉県 訪問理美容](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

日常生活用具給付

65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に日常生活用具の給付を行います。

市民税所得割非課税世帯（市民税非課税世帯を含む）または生活保護受給世帯の方が対象となります。

※事前の手続きが必要です。

※購入業者は、登録事業者の中から選定する必要があります。

- 日常生活用具種目
 - ・電磁調理器（原則、ひとり暮らしの方）
 - ・火災警報器（原則、ひとり暮らしの方）
 - ・自動消火器（原則、ひとり暮らしの方）
 - ・シルバーカー
- 申請に必要な書類
 - ・申請書
 - ・調査同意書（同一世帯員がいる場合）
 - ・用具の見積書
 - ・用具のカatalog（写し可）
 - ・消防局発行の設置指導書（申請種目が火災警報器の場合）
 - ・千葉市で市民税の課税状況を確認できない場合は市民税課税状況を確認できる書類
- ホームページ

申請書、登録事業者の一覧がダウンロードできます。

[千葉市 日常生活用具給付](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

外国人等高齢者福祉給付金

国籍要件や住所要件により公的年金制度に加入できなかった期間があるため、無年金者となっている外国人等高齢者に、福祉の向上を図ることを目的として、福祉給付金を支給します。

- 対象者

以下の要件をすべて満たす方

 - ・大正 15 年 4 月 1 日以前の生まれで昭和 41 年 4 月 1 日前から日本国内に外国人登録をしており、平成 24 年 7 月 8 日以降も引き続き住民登録をしていること
 - ・千葉市に外国人登録または住民登録を 1 年以上行っていること
 - ・養護老人ホームに入所していないこと
 - ・本人または扶養義務者の所得が所得制限限度額以下であること
 - ・生活保護を受給していないこと
- 給付額

月額 10,000 円

《お問い合わせ先》	
高齢福祉課	245-5166

おむつ給付等

在宅の要介護高齢者等に、紙おむつの給付や布おむつの貸与を行います。

- 対象者 下記の要件をすべて満たす方
- ・介護保険で要介護1～5の認定を受けていること
 - ・常時失禁状態にあること
 - ・市内に住所を有し、居宅で介護を受けていること
 - ・生活保護を受給していないこと
 - ・ご本人及びご本人と同一住所地に居住する親族全員が市民税非課税であること
 - ・在宅重度心身障害者おむつ給付事業を受けていないこと

●費用

	基準額 (月額)	基準額の内訳	
		市給付額(9割)	利用者負担額(1割)
要介護1・2・3の方	4,000円	3,600円	400円
要介護4・5の方	8,000円	7,200円	800円

ただし、おむつの購入等に要する費用が基準額より低い金額の場合は、かかる費用の9割(1円未満切捨て)を市が給付します。

●申請に必要な書類

- ・申請書 ・調査同意書
- ・配達相談連絡票
希望するおむつを取り扱う業者に、配達相談連絡票を作成してもらい、提出してください。
※業者は「納入業者一覧」から選んでください。
- ・介護保険被保険者証の写し

- ホームページ 申請書、納入業者一覧がダウンロードできます。 [千葉市 おむつ給付](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

家族介護慰労金

在宅で要介護高齢者等を介護している家族に対し、介護を行っていることへの慰労金を支給します。

- 対象者 任意の1年間において、以下の要件を満たす高齢者等を介護している家族
- ・要介護4または5に認定されている。
 - ・市内に住所を有し、居住している。
 - ・介護保険サービスを受給していない(1週間程度のショートステイ利用は除く)。
 - ・市民税非課税世帯(生活保護受給世帯を除く)に属している。
 - ・介護保険料の滞納がない。

- 支給額 高齢者一人あたり 年間10万円

《お問い合わせ先》	
高齢福祉課	245-5166

家族介護者支援

高齢者を在宅で介護している家族が抱えている介護に関するお悩みについて、経験豊富なホームヘルパーがアドバイスし、家族の方の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

- 対象者 市内に住所を有し、高齢者を在宅で介護している家族や今後介護する見込みの家族
- アドバイザー 経験豊富なホームヘルパー等がアドバイザーを務めます
- 利用料 無 料
- 利用時間 平 日 午前 9 時から午後 5 時まで
土曜日 午前 10 時から午後 1 時まで ※祝日・年末年始はお休みです

【電話相談】

日頃介護をしている中で困難に感じていることについて、電話などで相談に応じます。

- 利用方法 家族介護者支援センターにお電話ください。

【訪問レッスン】

家族介護者または高齢者の自宅にアドバイザーが訪問し、介護方法の実技を交えアドバイスします。

- レッスン時間 60 分／回
- 利用方法 千葉市家族介護者支援センターへお申し込みください。
お申し込みの確認後、アドバイザーが申込者へ連絡し、レッスンの日程調整を行います。当日はアドバイザーがご自宅に伺い、訪問レッスンを行います。

【オンラインレッスン】

ご自宅の様子や用具を画面越しに確認し、介護方法のコツをアドバイスします。

- レッスン時間 30 分／回
- 利用方法 オンラインレッスンには Zoom を利用します。
下記の必要事項を明記の上、千葉市家族介護者支援センターへメールでお申し込みください。メールを受理後、相談日時・ID/パスワードなどをメールで通知します。
- 申込メールに記載する内容

メール件名	オンラインレッスンの申し込み
メール本文	1. レッスン受講者の氏名 2. レッスン受講者の住所 3. レッスン受講者の電話番号 4. 利用希望日時（第 3 希望まで） 5. 介護が必要な高齢者の方の情報（性別・年齢・身体の状態） 6. 相談内容の要旨

【家族介護者研修】

家族介護者を対象にした、介護に関する知識・技術を習得するための研修会です。

研修日程はホームページおよび市政だよりにて、お知らせします。

【ホームページ】

事業の詳細を掲載しています。 [千葉市 家族介護者支援](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
千葉市家族介護者支援センター	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター4 階 電話：302-2017 FAX：242-6376 メール：chihokyo@kfz.biglobe.ne.jp
高齢福祉課	245-5166

住宅改修費支援サービス（一部介護保険利用有り）

市内在住の要介護（要支援）認定者に対して、高齢者のため、又はその介助者が介助しやすくするために、住宅改修費用の一部を助成します。※事前の手続きが必要です

- 対象工事：浴室や玄関等への手摺の取り付け、段差の解消、床材の変更等
※現在、日常生活の中で身体的動作に支障のある箇所の工事が対象となります。
- 対象外工事：住宅の新築・増築に伴い行われる工事、既に着工又は完了している工事、古いもの・故障したものを単に新しいものに交換する工事等

【介護保険住宅改修】※介護保険で利用できるサービスです

- 対象者 市内在住の要介護（要支援）認定者
- 助成額 限度額 20 万円 ※自己負担あり（利用者負担割合に応じて 1～3 割）
- 支払い方法
改修に要した費用について、2 種類の支払方法が選択できます。
 - ①受領委任払い方式
住宅改修に要した費用のうち、自己負担分（利用者負担割合に応じて 1～3 割）のみを事業者支払いする方法です。受領委任払取扱登録事業所一覧に登録されている事業者を利用する必要があります。
※登録事業所一覧についてはホームページをご覧ください。
[千葉市 介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者一覧](#) [検索](#)
 - ②償還払い方式
住宅改修に要した費用の全額を事業者支払い、後で介護保険の負担分（利用者の負担割合に応じて自己負担分を除く 7～9 割）を市に請求する方法です。受領委任払取扱登録事業所一覧に登録されている事業者でなくても選択可能です。

【高齢者住宅改修】

- 対象者 ※1 世帯 1 回限りとなります
市内在住の 65 歳以上の要介護（要支援）認定者で以下の①・②の両方を満たす方
 - ① 高齢者と生計を一にする世帯員全員のうち、当該年度の市民税所得割額が最も多い方の課税額が 21 万 3 千円を超えていない
 - ②身体障害者手帳(1、2 級)、療育手帳（A から A の 2）の交付を受けていない
※上記手帳の交付を受けている方は「重度障害者住宅改造費助成事業」をご確認ください。
- 施工業者 指定業者の中から選択する必要があります。
※指定業者についてはホームページをご覧ください。
[千葉市 住宅供給公社](#) [検索](#)
- 助成額 限度額 50 万円
※生計を一にする世帯員のうち当該年度の市民税所得割額が最も多い方の課税状況に応じ、限度額に以下の割合を乗じた額 (表 1)

市民税所得割額	非課税	143,000 円以下		143,001 円以上 213,000 円以下	
施工業者	市内・市外	市内	市外	市内	市外
助成割合	2/2	2/3	1/2	1/3	1/4

【介護保険住宅改修と高齢者住宅改修を併用する場合】

- 助成額 限度額 70 万円（介護保険住宅改修 20 万円+高齢者住宅改修 50 万円）
 ※介護保険住宅改修の自己負担額は限度額 20 万円のうち、利用者負担額に応じて 1～3 割
 ※生計を一にする世帯員のうち当該年度の市民税所得割額が最も多い方の課税状況に応じ、表 1（前ページ）の割合を乗じた額

※介護保険住宅改修費と併用する場合の高齢住宅改修費の助成額（表 2）

助成対象 工事費		非課税 の場合	14 万 3 千円以下の場合		143,001 円以上 213,000 円以下の場合	
			市内業者	市外業者	市内業者	市外業者
100 万円	→	50 万円	333,333 円	25 万円	166,666 円	125,000 円
70 万円	→	50 万円	333,333 円	25 万円	166,666 円	125,000 円
50 万円	→	30 万円	20 万円	15 万円	10 万円	75,000 円

足腰が弱くなってきたからお風呂の浴槽を浅型浴槽にして、跨ぎやすくしたいけど、改修に 100 万円もかかるわ。
 初めて住宅改修事業を利用する場合どのくらいで改修できるのかしら。



市内在住 72 歳、要介護 1
 非課税世帯・介護保険の利用者負担割合が 1 割

※上記ケースは一例です。助成額等は対象者によって異なります。

介護保険住宅改修の 18 万円助成※¹に加え、高齢者住宅改修で 50 万円助成※²されますので、両方を併用すれば、自己負担額 32 万円で浅型浴槽に改修できます。

※¹ 介護保険の利用者負担割合が 1 割のため
 介護保険住宅改修の自己負担額は 1 割の 2 万円

※² 非課税世帯であるため、助成割合は 2/2（表 1 参照）



悪質な勧誘にご注意！！

千葉市が住宅改修事業の訪問勧誘を行うことは絶対にありません。

「千葉市のほうから来ました。」「千葉市から依頼を受けています。」など、千葉市の名を騙って住宅改修事業を勧誘している事業者がいますのでご注意ください。

このような事業の勧誘を受けた場合には、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

※対象工事や提出書類などの詳しい内容についてはホームページをご覧ください。

千葉市 住宅改修事業 検索

《 お問い合わせ先（介護保険住宅改修） 》			
中央区介護保険室	221-2198	若葉区介護保険室	233-8264
花見川区介護保険室	275-6401	緑区介護保険室	292-9491
稲毛区介護保険室	284-6242	美浜区介護保険室	270-4073
《 お問い合わせ先（高齢者住宅改修） 》			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

歯科診療送迎

居宅で、6 か月以上継続してねたきりの状態である重度の要介護高齢者が、市休日救急診療所歯科部門において歯科診療を受ける際、リフト付タクシーを利用して通院した場合に、運賃又は身体障害者等割引運賃の一部を助成します。

- 対象者 本市に住所を有し居宅で生活するねたきり高齢者で、市休日診療所歯科部門に歯科診療の申し込みをし、千葉市保健医療事業団の歯科衛生士等の訪問調査等により、市休日診療所歯科部門での歯科診療が可能である旨の判定を受けた方。
- 助成費用 運賃の半額（上限は 5,500 円）とし、10 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額。
また、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けているねたきり高齢者で、乗車の際に身体障害者手帳又は療育手帳による割引を受けた方は、割引後の運賃の半額（上限は 5,500 円）とし、10 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額。
- 申請に必要な書類 申請書

《お問い合わせ先》	
高齢福祉課	245-5166

2 介護予防・自立支援

介護予防のための健康教育・相談

正しい食生活や認知機能低下予防など、介護予防のための講演会や教室を行っています。そのほか、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが、介護予防に関する個別の相談に応じます。

- 対象 65 歳以上の方
- 開催場所 保健福祉センター、公民館、自治会館等

《お問い合わせ先》			
中央区健康課	221-2582	若葉区健康課	233-8714
花見川区健康課	275-6296	緑区健康課	292-2630
稲毛区健康課	284-6494	美浜区健康課	270-2221

訪問指導

閉じこもりなどの心配がある高齢者の自宅を訪問して、必要な支援を行います。

《お問い合わせ先》			
中央区健康課	221-2582	若葉区健康課	233-8714
花見川区健康課	275-6296	緑区健康課	292-2630
稲毛区健康課	284-6494	美浜区健康課	270-2221

歯っぴー健口教室

食べ物を噛む・飲み込む、会話をするなどの口腔機能の維持・向上を目的に、日常生活に取り入れられる口腔体操や口腔ケア（実技）を実施する教室を開催します。

- 対象 65 歳以上の方
- 内容
 - ・オーラルフレイル予防の講話
 - ・口腔体操や口腔ケアについての実技
- 開催場所 保健福祉センター、公民館等

《お問い合わせ先》			
中央区健康課	221-2582	若葉区健康課	233-8714
花見川区健康課	275-6296	緑区健康課	292-2630
稲毛区健康課	284-6494	美浜区健康課	270-2221

口腔機能健診

お口の機能（食べる・飲み込む・話す等）を協力歯科医療機関でチェックし、口腔機能低下の予防に関する相談や指導を行います。

- 対象 65 歳以上の方
- 内容 口腔機能評価（咀嚼^{そしゃく}、嚥下^{えんげ}、発音等）、口腔内健康診査、保健指導
- 費用 無料
- 受診場所 市内協力歯科医療機関

※下記の各区健康課にて健診票（受診票）を交付します。

《お問い合わせ先》			
中央区健康課	221-2582	若葉区健康課	233-8714
花見川区健康課	275-6296	緑区健康課	292-2630
稲毛区健康課	284-6494	美浜区健康課	270-2221

食事セミナー

いつまでも、健康な生活を送るために、管理栄養士による食事のお話やレシピ紹介、自宅でできる簡単な運動などについて学ぶ教室です。

- 対象 65 歳以上の方
- 内容
 - ・高齢期の食生活に関する講義等
 - ・体力測定、簡単な筋力トレーニング等の運動
- 開催場所 保健福祉センター等

《お問い合わせ先》			
中央区健康課	221-2582	若葉区健康課	233-8714
花見川区健康課	275-6296	緑区健康課	292-2630
稲毛区健康課	284-6494	美浜区健康課	270-2221

チャレンジシニア教室

楽しみながら参加できる介護予防教室です。終了後も介護予防に自主的に取り組めるよう多様なプログラムを提供します。参加者同士の交流を図り、高齢者の閉じこもり予防に繋がります。

- 対象 千葉市に住所を有する要支援・要介護の認定を受けていない 65 歳以上の方
- 内容
 - ・運動器の機能向上及び認知機能低下予防プログラムを取り入れた体操やアミューズメントカジノ等
 - ・栄養改善及び口腔機能の向上プログラムを取り入れた講座や料理実習等
- 開催場所 コミュニティセンター・公民館等（各区 1 か所）

《お問い合わせ先》	
健康推進課	245-5146

シニアフィットネス習慣普及事業

当事業に参加している市内フィットネスクラブの利用料の一部を市が補助することで、高齢者の運動習慣を作るきっかけを提供します。

- 補助対象者
 - ・千葉市に住所を有する要支援・要介護の認定を受けていない 65 歳以上の方で、令和 4 年度以降本事業による補助を受けていない方
 - ・利用されるフィットネスクラブの会員でない方
- 内容

利用を決定した方が、フィットネスクラブを利用した回数（上限 8 回）に応じて、利用料の一部を補助します。

市政だよりにて利用者の募集を行います。
- 利用できるフィットネスクラブ 市政だよりにてお知らせします。

《お問い合わせ先》	
健康推進課	245-5146

ちばし いきいき体操

「筋力運動」と「お口の運動」を DVD を見ながら主に座って行う簡単な体操です。週 1～2 回継続して実施することで、転びにくい体をつくります。

- 対象 65 歳以上の方、および地域で高齢者の支援に関わる方
- 開催場所 保健福祉センター、公民館、自治会館、各グループの活動場所等

《お問い合わせ先》			
中央区健康課	221-2582	若葉区健康課	233-8714
花見川区健康課	275-6296	緑区健康課	292-2630
稲毛区健康課	284-6494	美浜区健康課	270-2221

シニアリーダー体操教室

市が開催するシニアリーダー養成講座を受講した「シニアリーダー」が市内各所の会場（公民館や自治会館など）で、健康づくりや介護予防のための体操教室を開催しています。また、市内自治会等の自主グループからの希望に応じて出向き、介護予防のための体操教室を行います。

- 内容 主に転倒・認知機能低下を防ぐことを目的とした体操
(体操メニューは理学療法士が監修しています。)

- 開催場所 公民館、自治会館など（詳しくは下記シニアリーダー事務局にお問合せください。)

【シニアリーダー養成講座】

介護予防への取組の重要性や介護予防につながる生活習慣の知識、運動を学ぶとともに、自主的な介護予防活動グループのリーダー（ボランティア）として活動するための実技指導・グループワークを行います。5月と9月の市政だよりで受講者を募集しています。

《お問い合わせ先》

シニアリーダー事務局	300-3356	健康推進課	245-5146
------------	----------	-------	----------

プロスポーツチームから学ぶ健康づくり教室

Jリーグのジェフユナイテッド市原・千葉（以下「ジェフ千葉」）やプロ野球の千葉ロッテマリーンズ（以下「千葉ロッテ」）のトレーナー等が講師となり、軽運動やストレッチなどを実施し、高齢者が介護を必要としないための体力づくりのノウハウを提供します。

また、参加者が笑顔で気軽に行えるようなプログラムを実施し、参加者同士の交流を深めるとともに、閉じこもり予防に繋がります。 ※参加者の募集は、市政だよりで行います。

	ジェフ千葉	千葉ロッテ
対 象	市内在住の65歳以上の方（ただし、以下の方は除きます） ①要介護・要支援認定を受けている方 ②基本チェックリストの結果、介護予防が必要とされた方（事業対象者）	
会 場	各区1か所	ZOZO マリンスタジアム ダンススタジオ (千葉マリンスタジアム)
定 員	各会場30人程度	28人程度
参 加 費	400円程度（保険料全4回分）	500円程度（保険料全2回分）
回 数 等	1回1時間、全4回	1回2時間、全2回
実施時期	令和7年9月～12月（予定）	令和7年9月～10月（予定）
内 容	自宅でも簡単にできるストレッチや 軽運動、脳のトレーニング	ダンスインストラクター指導のもと、 高齢者向けにアレンジした体操

※上記内容は変更になる場合があります。

《お問い合わせ先》

健康推進課	245-5146
-------	----------

生きがい活動支援通所

市内に住所を有する在宅の 65 歳以上の方が、日常動作訓練・教養講座・趣味活動などを行うとともに、参加者の皆さんと交流することで、自立した生活の維持を目指します。

- 対象者 市内に住所を有する在宅の 65 歳以上の方。
ただし、介護保険の認定を受けている方は利用できません。
- 利用料 無料（昼食費、教材費は自己負担）
- 実施日 火曜日から土曜日までの決まった曜日（祝日および年末年始を除く）の週 1 回
- 利用期間 6 か月間（前期：4 月から 9 月まで、後期：10 月から 3 月まで）
- 申込時期 2 月号及び 6 月号の市政だよりで募集
- ホームページ [千葉市 生きがい活動支援通所事業](#) [検索](#)

【実施施設及び定員】

	施設名	所在地	電話番号	定員 (各曜日)
中央区	中央いきいきプラザ	中央区松ヶ丘町 257-1	209-9000	16 人
	蘇我いきいきセンター	中央区今井 1-14-38	264-6966	15 人
花見川区	花見川いきいきプラザ	花見川区三角町 750	216-0080	15 人
	花見川いきいきセンター	花見川区花見川 9-1	286-8030	17 人
	さつきが丘いきいきセンター	花見川区さつきが丘 1-32-3	250-4651	15 人
稲毛区	稲毛いきいきプラザ	稲毛区稲毛東 6-19-1	242-8005	16 人
	あやめ台いきいきセンター	稲毛区園生町 446-1 (あやめ台小学校内)	207-1388	15 人
若葉区	若葉いきいきプラザ	若葉区北谷津町 333-2	228-5010	15 人
	大宮いきいきセンター	若葉区大宮台 7-8-1 (大宮小学校内)	265-1751	12 人
	都賀いきいきセンター	若葉区都賀 4-20-1 (都賀コミュニティセンター)	232-4771	18 人
緑区	緑いきいきプラザ	緑区誉田町 2-15-65	300-1313	15 人
	越智いきいきセンター	緑区越智町 822-7	205-1290	15 人
	土気いきいきセンター	緑区土気町 1634 (土気市民センター内)	205-1000	15 人
	おゆみ野ふれあい館	緑区おゆみ野中央 8-2 (問合せは越智いきいきセンター)		12 人 ※土曜のみ
美浜区	美浜いきいきプラザ	美浜区高洲 3-5-6	270-1800	18 人
	真砂いきいきセンター	美浜区真砂 4-4-10	278-9641	15 人

《お問い合わせ先》

各いきいきプラザ・センターへ直接ご連絡ください。

地域のつどい・ふれあい入浴

高齢者同士や多様な世代の市民が、公衆浴場でコミュニケーションを深め、交流が図れるよう、市民（高齢者・小学生・乳幼児）の公衆浴場の利用の際に、一部の負担で利用できます。

- 目的
 - ・核家族化や住民同士の交流の希薄化の進行により「人と人とのつながり」が薄れつつある中、地域コミュニティの一つとして、公衆浴場を“憩いの場”や“交流の場”とすることで、市民のふれあいを活性化します。
 - ・高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯が増加する中、介護予防につながるよう、高齢者の外出を促進し、引きこもりを防止するとともに、健康づくりや生きがいを図ります。
- 対象者 市内在住の 65 歳以上の方・小学生・乳幼児
- 利用日 毎週日曜日（休業日の場合は、翌営業日）
- 利用料 100 円（ただし、小学生・乳幼児は無料） ※1 日につき 1 回限り
- 利用方法 住所・名前・年齢の分かる本人確認書類（資格確認書（有効期限内の健康保険証を含む）、マイナンバーカード、運転免許証など）を提示し、公衆浴場に備え付けの利用者名簿にご記入することで、ご利用いただけます。

《お問い合わせ先》

健康推進課

245-5146

介護支援ボランティア制度

高齢者が、高齢者施設等でボランティア活動を行った場合に「ポイント」が得られ、貯まったポイントに応じ介護保険料などに充てることができる仕組みであり、地域貢献・社会参加活動を通じた介護予防を目的としています。

- 対象者
市内在住の 65 歳以上の市民（介護保険第 1 号被保険者）で、市が実施する登録研修を受講した方。受講者には、活動を記録するための手帳を交付します。
※登録研修は事前申込み制です。開催日程及び参加方法については、お問い合わせ先にご確認ください。
- 対象となるボランティア活動場所
市が受入機関として指定した、下記の市内の介護保険サービス施設等。
 - ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 - ②介護老人保健施設
 - ③特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）
 - ④地域密着型特別養護老人ホーム
 - ⑤小規模多機能型居宅介護事業所
 - ⑥グループホーム
 - ⑦デイサービス事業所
 - ⑧デイケアサービス事業所
 - ⑨認知症デイサービス事業所
 - ⑩看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - ⑪短期入所生活介護事業所
 - ⑫短期入所療養介護事業所

- ⑬地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- ⑭有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護事業所を除く）
- ⑮養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護事業所を除く）
- ⑯軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護事業所を除く）
- ⑰地域密着型デイサービス（小規模デイサービス）事業所
- ⑱障害者福祉施設等
- ⑲第一号通所事業所（地域支えあい型通所支援事業所を除く）
- ⑳介護医療院

※ボランティア活動の対象となる施設は、千葉市のホームページでご確認ください。

[千葉市 介護支援ボランティア](#) [検索](#)

●主なボランティア活動の例

食事の配膳下膳、お茶出し、話し相手、イベントの手伝い、施設等利用者の衣類の洗濯、整容、レクリエーションの補助、演芸等の披露 など

※実際に行う活動は、受入機関とボランティア活動者の間で決めていただきます。

●ポイントについて

①ポイントの評価

受入機関職員がボランティア実施状況を確認し、事前に交付した手帳に確認のスタンプを押します。

スタンプ1個を1ポイント（100円）に換算します。

活動時間など	ポイント	ポイント付与の上限
30分以上2時間未満	1ポイント	1日に活動した受入機関の数や活動時間の長さにかかわらず、1日あたり2ポイントを上限とします。ただし、活動時間を制約するものではありません。
2時間以上	2ポイント	
登録研修の受講	1ポイント	—

②ポイントの交換

年間10ポイント以上取得した場合に、1ポイント単位で行います。交換できる上限は、年間50ポイント（5,000円）とします。ただし、介護保険料の未納がある場合や、死亡及び転出した場合は交換できません。

③ポイントの交換対象

ボランティア活動者は、市が指定する期間に実績報告書を市に提出するとともに、下記①～③のいずれか1つを選択することができます。

①介護保険料へ交換 ②介護保険サービス利用料へ交換 ③寄附	活動年度ごとの取得ポイントに応じて、交換金の交付を受けるか、市が代わって寄附を行うかを選ぶことができます。 ※寄附先は、千葉市社会福祉基金又は千葉市社会福祉協議会社会福祉事業資金から選択できます。
-------------------------------------	---

●ボランティア保険

介護支援ボランティア活動にかかるボランティア保険への加入手続は市が一括して行います。
 なお、保険料は市が負担しますので、ボランティア活動者の保険料負担はありません。

《お問い合わせ先》	
介護保険管理課	245-5206

3 認知症の方に対する支援

ちば認知症相談コールセンター

認知症の方を介護している家族の方などが、気軽に利用できる相談電話です。

- 対象者 認知症の人を介護する家族および地域の方
- 相談専用電話 #7100（プッシュ回線の固定電話からのみ）
043-238-7731（なやみ なんでも みんな いっしょに）
電話相談 月・火・木・土 10:00～16:00
面接相談 金 10:00～16:00（要予約）
- ホームページ [ちば認知症相談コールセンター](#) [検索](#)

5

介護保険以外のサービス／3

認知症の方に対する支援／ちば認知症相談コールセンター、千葉市認知症疾患医療センター、徘徊高齢者SOSネットワーク

《お問い合わせ先》

地域包括ケア推進課	245-5267
-----------	----------

千葉市認知症疾患医療センター

認知症に関する専門的な相談や鑑別診断等を実施し、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援します。

- 医療相談窓口 電話 043-226-2736・2256
月～金（祝日、年末年始除く）9:00～15:00
FAX 043-226-2738（FAXは24時間受付）
- ホームページ [千葉市認知症疾患医療センター](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

地域包括ケア推進課	245-5267
-----------	----------

認知症等行方不明 SOS ネットワーク

認知症の方が行方不明となった場合に、市内5警察署及び各関係機関間のネットワークによる連携の下に早期発見し、生命及び身体の安全確保を図ります。

- 対象者 認知症の方を介護している家族など

《お問い合わせ先》

地域包括ケア推進課	245-5267	千葉西警察署	277-0110
千葉中央警察署	244-0110	千葉南警察署	291-0110
千葉東警察署	233-0110	千葉北警察署	286-0110

高齢者保護情報共有サービス（どこシル伝言板）

QRコード付きのラベルシールの交付を受け、認知症の方の衣服などに貼付しておくことで、外出時に所在不明となった場合に発見者がQRコードを読み取ることにより、インターネット上で個人情報を開示することなく安否情報など所在不明者の家族と共有することで、身元確認を円滑に行うことができるサービスです。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 対象者 市内在住の在宅高齢者の方で、認知症により見守りが必要な方・市内在住で若年性認知症の診断を受けている方

《お問い合わせ先》			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505
地域包括ケア推進課	245-5267		

認知症介護講習会・交流会

認知症の方を介護している家族の方などを対象に、認知症に関する正しい知識を習得するための講習会と、介護者同士の交流を目的とした交流会・相談会を開催します。

- 対象者 認知症の方を介護する家族および地域の方

- ホームページ 日程・会場のご案内をしています。 [千葉市 認知症を学びましょう](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
地域包括ケア推進課	245-5267

認知症カフェ（認知症カフェ設置促進事業）

認知症及び軽度認知障害（MC I）の方とその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に集い、相互に情報を共有する認知症カフェの設置を市が補助することで、認知症の方が住みなれた地域で安心して暮らし続けることを支援します。

- 補助対象 千葉市内で認知症カフェを開催する個人又は団体
- 補助対象経費 認知症カフェ設置や運営に係る費用の一部
- ホームページ 情報公開に同意いただいた市内の認知症カフェの情報を掲載しています。
[千葉市 認知症カフェ](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
地域包括ケア推進課	245-5267

認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識をもち、地域や職域において認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の方や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

- 対象者 地域、職域、学校等において、認知症の人と家族を支える意欲を持つ方
- 内容
 - ・認知症の基礎知識（認知症とは何か、認知症の症状とは）
 - ・早期診断・治療の重要性
 - ・権利擁護
 - ・認知症の人への対応
 - ・家族の支援
 - ・サポーターとしてできること 等
- 講座の開催 講座の開催を希望する団体に講師となるキャラバン・メイトを派遣します。
- ホームページ 講座の開催手順の案内や申請書のダウンロードができます。
[千葉県 認知症サポーター養成講座](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
地域包括ケア推進課	245-5267

キャラバン・メイト養成研修

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の企画・立案及び実施を行う「キャラバン・メイト」を養成します。

- 対象者
 - ・認知症介護指導者養成研修の修了者
 - ・認知症介護実践リーダー研修（認知症実務者研修専門課程）の修了者
 - ・介護相談員
 - ・認知症に関する基本的な知識や介護経験等があり、上記に準ずると認められる者
- 内容 上記の要件のうち、いずれか1つ以上該当する方で、年間10回程度を目安（最低3回）に、「認知症サポーター養成講座」を、原則としてボランティアの立場で行える方。

《お問い合わせ先》	
地域包括ケア推進課	245-5267

もの忘れチェック事業

認知機能に関する簡易な検査を医療機関で無料で受けられる「もの忘れチェック」を実施し、認知症の早期発見・早期対応につなげます。

- 対象者 特定健康診査または健康診査を受診した方のうち、問診結果から認知機能の低下が疑われる65歳～89歳の方。
- 内容 上記対象者に市から個別にもの忘れチェックの案内が郵送されますので、希望の方はもの忘れチェック実施医療機関に予約して受けることができます。チェックの結果、認知機能の低下が認められる方には、専門医療機関の受診（保険診療）を勧奨します。

《お問い合わせ先》	
地域包括ケア推進課	245-5267

認知症対応力向上研修

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者を対象に、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について修得するための研修を実施することにより、医療機関における認知症の人への支援体制を構築します。

- 対象者 千葉市内で勤務する医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者
- ホームページ 研修を修了した医師、歯科医師、薬剤師、看護師のうち、情報公開に同意をいただいた医療従事者の情報をお知らせしています。



《お問い合わせ先》	
在宅医療・介護連携支援センター	305-5021

4 高齢者の権利を守るための支援

成年後見制度

認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力が十分でない方は、契約などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法の被害にあったりするなどの恐れがあります。

このような方を保護し、支援するため、家庭裁判所に適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選んでもらい、安心して生活ができるようにすることを目的とした制度です。

本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長（身寄りのない方のみ）などが家庭裁判所に法定後見の開始の審判を申し立てることができます。

本市では、親族等申立ての支援のほか、生活保護を受けている方や低所得の方へ、裁判所への申立て費用や保護者への報酬を助成します。

5

●対象者

- ・精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が十分でない方

《お問い合わせ先》			
あんしんケアセンター⇒41 ページ参照			
千葉市成年後見支援センター		209-6000	
身寄りのない認知症の方			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505
身寄りのない知的障害、精神障害のある方			
障害者自立支援課		245-5175	
制度全般に関すること			
千葉家庭裁判所		333-5321	

千葉市成年後見支援センター

成年後見制度の普及啓発、相談、申立てに関する支援を行います。

●対象者 認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方やその家族

●ホームページ [千葉市 成年後見支援センター](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
千葉市成年後見支援センター	209-6000

日常生活自立支援事業

判断能力の低下などにより、1人では日常生活を送ることに不安がある方に対し、契約に基づいて福祉サービスの利用手続きや日常生活に必要なお金の出し入れなどのお手伝いをします。

●対象者 千葉市内にお住まいの判断能力に不安のある方で、本事業の利用を希望される方

●ホームページ [千葉市 日常生活自立支援事業](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
千葉市成年後見支援センター	209-6000

高齢者虐待の防止について（在宅）

在宅高齢者に対する虐待防止と虐待の早期発見・早期対応のために、千葉市あんしんケアセンターおよび各保健福祉センター高齢障害支援課で相談を受け付けます。

相談があった場合、社会福祉士、保健師、ケースワーカー、その他関係者等により支援を行います。

また、高齢者虐待防止体制充実のため、関係機関との連携や、市民関係者への啓発を通し支援を充実させます。

種 類	定 義	例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。	・平手打ちする ・つねる ・蹴る ・火傷させる ・ベッドに縛り付ける
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。	・入浴しておらず、悪臭がする。 ・室内にゴミを放置し劣悪な環境の中で生活させる。 ・水分や食事を十分に与えないことで、脱水症状や栄養失調状態にある。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行なうこと。	・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・排泄の失敗等を人前で話し、恥をかかせる。 ・高齢者が話しかけているのに、意図的に無視する。 ・侮蔑をこめて子どものように扱う。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	・排泄の失敗に対し、懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・キス、性器への接触
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	・日常生活に必要な金銭を渡さない。 ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない・支払いが滞る。

《お問い合わせ先》			
あんしんケアセンター⇒39 ページ参照			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505
地域包括ケア推進課	245-5168		

高齢者虐待の防止について（施設）

養介護施設従事者等（施設職員や介護職員等）による高齢者への虐待防止と虐待の早期発見・早期対応のために、介護保険事業課及び地域包括ケア推進課で相談を受け付けます。

相談があった場合、介護保険事業課とその他関係者等と連携し、支援を行います。

※施設職員：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホームなどの施設職員です。

※介護職員：訪問介護（ヘルパー）や通所介護（デイサービス）などの介護事業所職員です。

《お問い合わせ先》	
地域包括ケア推進課	245-5168
介護保険事業課	245-5062

5 その他の支援

三世代同居・近居支援

高齢者の孤立防止と家族の絆の再生を目的として、三世代の家族が同居または近隣に居住するために必要となる費用の一部を助成します。

- 要件
 - ・離れて暮らしている「親と子と孫」を基本とする三世代の家族が、これから市内で同居または近隣（直線で1km以内）に居住すること
※すでに同居または近隣（直線で1km以内）に居住している場合は、対象となりません。
 - ・親が65歳以上で1年以上千葉市に居住していること
 - ・親が子と同居していないこと
 - ・孫は18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えていないこと
 - ・住民税、固定資産税、家賃を滞納していないこと
 - ・千葉市三世代同居・近居支援事業の助成を過去に受けたことがないこと
 - ・他制度による公的住宅扶助（生活保護等）を受けていないこと
 - ・この事業の趣旨を理解し、協力して親（高齢者）に対する支援（介護や見守り等）を行うこと
 - ・同居または近隣に居住している状態が、今後3年以上継続すること
- 申請期限
 - ・助成内容に応じた事前の手続きが必要です。※事前の手続きがない場合は助成対象となりません。
 - 《住宅の新築・増改築》 → 建築工事の着手前
 - 《住宅の購入・賃貸借》 → 契約締結の前
 - 《転居に係る引越費用》 → 転居の前

●助成内容

助成対象	①持家の場合	住宅の新築に要する費用
		住宅の改築に要する費用 ※ただし、従前の建築物をすべて除却し、建て直す場合に限りします。 ※住宅改修（リフォーム）は、対象となりません。
		住宅の増築に要する費用 ※ただし、10㎡を超える増築で、居室が1室以上増える場合に限りします。
		住宅の購入に要する費用
	②借家の場合	賃貸借契約に要する費用（礼金・権利金・仲介手数料）
	③共通	転居に係る引越費用
助成額	上記「①又は②」と③の合計額の2分の1と助成限度額50万円を比較して低い額 ※ただし、①について市内業者（市内に本店を有する事業者）と契約して施工等を行った場合は、助成限度額が100万円となります。	

- ・市内に住む親（高齢者）と同居または近隣に居住するために市外から子世帯が転入する場合は、上記助成に加えて交付決定から2年目と3年目にも、上限15万円の助成があります。
※上記助成（住宅の新築・改築・増築・購入・賃貸借契約に要する費用）の交付決定を受けた方が対象となります。

●ホームページ [千葉市 三世代同居・近居支援](#) [検索](#)

※申請を検討される方はホームページ内の「対象判定フォーム」をご利用ください。



《お問い合わせ先》

高齢福祉課	245-5166
-------	----------

地域支え合い型訪問支援・通所支援事業補助金

買い物、調理等の生活支援やサロン運営などの支え合い活動を、あんしんケアセンターのケアプランにそって要支援者などに実施していただく場合に補助します。

※補助を受ける場合、あらかじめ団体登録および補助金交付申請の手続きが必要です。

●補助対象団体

千葉市内において活動する5人以上で組織された規約等が整備されている団体
(NPO法人、町内自治会など)

※ただし、特定の個人や団体のみが利益を受ける活動、営利を目的とした活動、政治活動又は宗教活動、その他公序良俗に反するなど補助の対象事業として適当でないと認められる活動は対象となりません。

●助成・補助額、補助要件

(1) 訪問支援：地域における助け合い活動（買い物・調理・掃除等）

① 基本費：30,000円／年度／団体

⇒ 概ね月2回以上、訪問支援を実施した場合

② 運営費：500円／人／回（上限2,000円／人／月）

⇒ 支援対象者（＊）に地域支え合い型訪問支援を実施した場合

(2) 通所支援：日中の居場所づくり（介護予防体操、サロン等）

① 基本費：30,000円／年度／通所施設

⇒ 次の1～4を全て満たす活動を行った場合

1) 定員は10人以上であること

2) 月2回以上活動すること

3) 1回につき2時間以上実施すること

4) 毎回20分以上の介護予防体操を行うこと

② 運営費：700円／人／回（上限2,800円／人／月）

⇒ 支援対象者（＊）に地域支え合い型通所支援を実施した場合

＊運営費補助要件の支援対象者となる方…

以下の①・②いずれかに該当し、あんしんケアセンターにより、ケアプラン上当該事業の支援が必要と認められた方。

①要支援1または2の認定がある方

②第一号被保険者で基本チェックリストの実施結果で事業対象者となった方

※当該事業における支援を継続的に利用する中で要介護1～5の認定に変更になった方（継続利用者）も運営費補助の対象となります。

●ホームページ

事業の詳細や申請書様式を掲載しています。 [千葉市](#) [地域支え合い](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

高齢福祉課

245-5250

地域見守り活動支援事業補助金

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、新たに地域における見守り活動・助け合い活動を実施する場合、初期経費の一部を助成します。

※補助を受ける場合、あらかじめ補助金交付申請の手続きが必要です。

●対象事業

(1) 地域における見守り活動

例：自宅訪問や、新聞受けの確認など

(2) 地域における家事援助などの助け合い活動

例：掃除・洗濯・調理などの簡易な家事援助や、買い物・通院の付添など

●補助対象団体

千葉市内において活動する5人以上で組織された規約などが整備されている団体

(NPO法人、町内自治会、社会福祉法人など)

※ただし、政治活動又は宗教活動、その他公序良俗に反するなど補助の対象事業として適当でないと思われる活動を行っている団体は対象となりません。

●助成・補助額

上限15万円／1回限り

補助対象経費：消耗品費（見守りカード、腕章など）

備品購入費（机、椅子、パソコンなど）

報償費（研修に係る講師謝礼など）

●ホームページ

事業の詳細や申請書様式を掲載しています。 [千葉市 地域見守り活動](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
高齢福祉課	245-5250

粗大ごみの運び出し収集

粗大ごみを排出場所まで運び出すことが困難で、身近な方の協力を得られない世帯を対象に市の職員等が室内からの運び出し収集を行います。

※取り外し工事や解体作業が必要な場合や、収集に支障がある場合は、運び出し収集の対象外となります。

●対象者 65歳以上の高齢者世帯（一人暮らし又は高齢者のみの場合）または障害者のみの世帯

●申込方法 粗大ごみ収集を「粗大ごみ受付センター」へお申し込みの際に、「室内からの運び出し収集」の利用をお申し出ください。

●申込先 粗大ごみ受付センター
電話：043-302-5374
受付時間 [平日]9:00～16:00 [土]9:00～11:30
※祝日・休日・年末年始の受付はありません。
※休み明けはお申し込みが多いため、電話がつながりにくいことがあります。

《お問い合わせ先》			
(中央区・美浜区) 収集業務課	245-5246	(花見川区・稲毛区) 花見川・稲毛環境事業所	259-1145
(若葉区・緑区) 若葉・緑環境事業所	292-4930		

高齢者等ごみ出し支援事業補助金

ごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害者の世帯から、家庭系ごみ（粗大ごみを除く）を週1回以上収集し、ごみステーションに排出する支援を行った場合、支援団体に対して補助金を交付します。
※補助を受ける場合、あらかじめ団体登録の手続きが必要です。

●対象団体

町内自治会、老人クラブ、マンション管理組合などの非営利活動団体等

※ただし、政治活動又は宗教活動、その他公序良俗に反するなど補助の対象事業として適当でないとい認められる活動を行っている団体は対象となりません。

●補助対象となる方

ごみ出しが困難な単身世帯で、次のいずれかの要件を満たした方。ただし、同様の要件を満たす同居人がいる場合は対象世帯となります。

- (1) 介護保険の要支援1・要支援2または要介護1から要介護5までの認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級を所持する方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- (4) 療育手帳[㊤]又はAを所持する方
- (5) その他市長が認める方

●助成・補助額

- (1) 1,000円/月/世帯

家庭系ごみ（粗大ごみを除く）を週1回以上、対象世帯から収集し、ごみステーションへ排出した場合

- (2) 10,000円/1回限り

団体が初めて補助を受ける場合

●ホームページ

事業の詳細や申請書様式を掲載しています。 [千葉市 ごみ出し支援](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

高齢福祉課	245-5250
-------	----------

避難行動要支援者名簿整備事業

災害対策基本法に基づき、災害発生時に、自ら必要な情報を把握したり、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが難しく、支援を必要とする方の名簿を作成し、その名簿を平常時から町内自治会や自主防災組織等に提供することで、災害時の支援体制を構築しています。

●名簿に掲載される方の条件

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの方で、介護保険の要介護認定1・2の方、または要支援認定1・2に該当する方
- (2) 要介護認定3～5に該当する方
- (3) 右表に該当する障害のある方
- (4) 難病患者で身体障害者手帳1・2級の方及び小児慢性特定疾病児童等で療養負担過重患者の方

障害の種別		手帳の等級
視覚		1・2級
聴覚		2級
上肢・下肢機能		1・2級
体幹機能		1～3級
*	上肢機能	1・2級
	移動機能	1～3級
呼吸器機能		1級
小腸機能		1級
精神		1級
知的		㊤・A
* 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		

●名簿に掲載される情報

- ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援を必要とする理由（要介護認定を受けている等）

●名簿に掲載される方への通知

4・7・10・1月の更新時に、上記の条件に該当し、新たに名簿に掲載される方に対しては、名簿掲載の約2ヶ月前に、「掲載のお知らせ」と町内自治会等への情報提供を拒否される場合にご提出いただく、「拒否届出書」をお送りしています。

なお、「拒否届出書」の提出期限を過ぎた場合はそのまま名簿に掲載されますが、改めて拒否される場合は、その時点で「拒否届出書」を提出することが可能です。

また、「拒否届出書」を提出された方で、拒否を取消したい場合は、「拒否撤回届出書」を提出することで、拒否を取消することができます。

「拒否届出書」「拒否撤回届出書」の様式は、ホームページからダウンロードすることが可能です。

●名簿への掲載を希望される方

上記の条件に該当しない方でも、名簿への掲載を希望される場合は、「掲載申請書」を提出することで掲載が可能となる場合があります。

●町内自治会等への名簿情報提供

本人から拒否の届出がない方の名簿情報については、市と協定を締結した町内自治会や自主防災組織等に提供し、地域での支援体制づくりを行っています。

町内自治会や自主防災組織等で、名簿情報の提供を受けることを希望する場合は、ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

●ホームページ

避難行動要支援者名簿の掲載に関すること：[千葉市 避難行動要支援者名簿](#) [検索](#)

町内自治会等への名簿情報提供に関すること：[千葉市 要支援者支援](#) [検索](#)

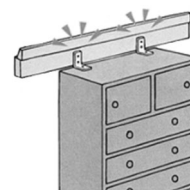
《お問い合わせ先》	
高齢福祉課（名簿の掲載に関すること）	245-5171
防災対策課（名簿の提供に関すること）	245-5113

家具転倒防止金具等取付費助成

家具転倒防止のための金具等の取り付けが困難な 65 歳以上の高齢者世帯などに対し、金具等の取付費の一部を助成します。

●対象者

- ①65 歳以上の高齢者のみの世帯
- ②65 歳以上の高齢者及び 20 歳未満の者のみの世帯
- ③65 歳以上の高齢者及び重度障害者のみの世帯
- ④重度障害者のみの世帯
- ⑤重度障害者及び 20 歳未満の者のみの世帯



※事前の手続きが必要です。

※助成は 1 世帯 1 回限りです。

※取付業者は、登録事業者の中から選定する必要があります。

●助成額

- ・出張料 5,000 円を限度
 - ・取付費 家具等 1 台あたり 500 円を限度（5 台まで）
- ※金具代は利用者負担になります。

●申請に必要な書類

- ・申請書及び同意書
- ・転倒防止金具取り付けに係る費用の見積書

●ホームページ

申請書、登録事業者の一覧表がダウンロードできます。

[千葉市 家具転倒防止](#) [検索](#)

《●対象者①～②に該当する場合のお問い合わせ先》

中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

《●対象者③～⑤に該当する場合のお問い合わせ先》

中央区高齢障害支援課	221-2152	若葉区高齢障害支援課	233-8154
花見川区高齢障害支援課	275-6462	緑区高齢障害支援課	292-8150
稲毛区高齢障害支援課	284-6140	美浜区高齢障害支援課	270-3154

防災行政無線のテレホンサービス

防災行政無線で放送した最新の内容（放送から 24 時間以内）を電話で確認できます。

※ご利用には通話料がかかります。

※IP 電話などでは、利用できない場合があります。

●電話番号 050-5530-9907

※防災行政無線の放送内容は、ホームページでも確認できます。

[千葉市 防災無線](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

防災対策課	245-5113
-------	----------

ちばし安全・安心メール

防犯・防災情報のメール配信サービスを行っています。

●手続き

- ・お手持ちのスマートフォン・携帯電話・パソコン等から「entry@chiba-an.jp」へ空メールを送信してください。(右のQRコードを読み取るとアドレスが入力されます)
- ・自動返信メールに記載のURL(登録ホームページ)にアクセスします。
- ・画面の指示に従って登録をしてください。

※空メールを送信できない機種は、本文に1文字以上入力してください。

※登録・情報利用料は無料です。ただし、通信料は自己負担となります。



《お問い合わせ先》

防犯に関すること	地域安全課	245-5264
防災に関すること	防災対策課	245-5113

電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス

土砂災害警戒区域にお住まいの方やスマートフォン・携帯電話などをお持ちでない方で緊急情報の入手が比較的困難な高齢者などを対象に、ご自宅の電話やFAXに緊急情報を配信します。サービスの利用をご希望の方は、市ホームページか窓口(防災対策課・各区地域づくり支援課)で申請書を入手して、必要事項を記入のうえ、ご本人又は代理の方が下記いずれかの方法で申請をお願いします。

(1) 窓口の場合

お近くの区役所地域づくり支援課へご提出ください。

(2) 郵送・FAX・メールの場合

防災対策課へご提出ください。

郵送先：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 防災対策課 危機管理センター管理班宛て

FAX：043-245-5597

メール：bosaitaisaku.POCR@city.chiba.lg.jp

※FAXは聴覚障害者の方を優先とさせていただきます。

※発信元の番号は市外局番となります。

※詳しくはホームページをご覧ください。 [千葉市](#) [災害時緊急情報](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

防災対策課	245-5113
-------	----------

Y a h o o ! 防災速報

スマートフォンアプリ「Yahoo! 防災速報」を利用し、「自治体からの緊急情報」を配信しています。災害発生時や災害が発生するおそれのある場合に、避難所の開設情報や災害への注意喚起情報を配信しています。スマートフォンをお持ちの方はぜひご利用ください。

●「Yahoo! 防災速報アプリ」

アプリのダウンロード方法については、以下のQRコードを読み込んでアクセスしてください。



●ホームページ

アプリの設定方法等詳細については、ホームページをご覧ください。

千葉県 Yahoo! 防災速報

《お問い合わせ先》

防災対策課	245-5113
-------	----------

救急安心電話相談（#7119）

具合が悪くなり「医療機関を受診するか」「救急車を呼ぶか」迷われたときは、「#7119」にご相談ください。原則として、看護師が相談に応じ、必要な場合は医師に転送します。

●電話番号

#7119

※ダイヤル回線、IP 電話からは「03-6810-1636」

●利用可能時間

平日・土曜日：18:00～翌朝 8:00

日曜・祝日等：9:00～翌朝 8:00

詳しくは千葉県のホームページをご覧ください。

（以下の QR コードを読み取ると千葉県のホームページを閲覧する事ができます）



《お問い合わせ先》

救急課	202-1657
-----	----------

消防情報メール

消防情報の電子メール配信サービスを行っています。

- 手続き
 - ・お手持ちのパソコン・携帯電話・PHS 等から「chiba-fire@entry-f.mail-dpt.jp」へ空メールを送信してください。
 - (以下の QR コードを読み取るとアドレスが入力されます。)
 - ・自動返信メールに記載の URL (登録用ホームページ) にアクセスします。
 - ・画面の指示に従って登録してください。
 - ※登録・情報利用料は無料です。ただし、通信料は自己負担となります。



《お問い合わせ先》	
消防局指令課	202-1673

運転免許自主返納

「運転に自信がなくなった」、「家族から心配と言われた」などの理由により、ご本人が自らの意思で、有効期限の残っている運転免許証を返納するのが、「運転免許自主返納(運転免許の申請取り消し)」です。

また、自主的に返納された方の希望により、公安委員会が交付する「運転経歴証明書」を取得することで、公共交通機関の乗車運賃割引などの支援措置を受けることができます。

なお、運転免許自主返納(運転免許の申請取り消し)の手続きの詳細については運転免許センターもしくは各警察署にお問い合わせください。

●窓口

受付窓口	電話番号	受付日※	受付時間
千葉運転免許センター	274-2000	・月曜日から金曜日まで ・日曜日	午前 9 時から午後 4 時までの間
千葉中央警察署	244-0110	・月曜日から金曜日まで	
千葉東警察署	233-0110		
千葉西警察署	277-0110		
千葉南警察署	291-0110		
千葉北警察署	286-0110		

ここに記載されている日であっても、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは手続きできません

- ホームページ [千葉市 運転免許自主返納](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
地域安全課	245-5148